盛岡広域振興局長告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和８年11月17日

盛岡広域振興局長　小野寺　宏　和

１　路線名　盛岡横手線

２　供用開始の区間　岩手郡雫石町塩ケ森13番３地先から黒沢川52番５地先まで

３　供用開始の期日　令和８年11月17日

４　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　盛岡広域振興局土木部

（２）　期間　令和８年11月17日から同年12月17日まで